

令和 7 年度 障害児保育に係る障害程度区分認定 手引き

[京都市 幼保総合支援室]

令和 7 年 1 月改訂

＜問い合わせ・郵送先＞

〒604-8171

京都市中京区烏丸御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル 3 階

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

電話：075-251-2397 FAX：075-251-2950

＜書類掲載先＞

京都市情報館

「令和 7 年度障害児保育に係る障害程度区分認定について」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000334626.html>

※情報共有システムにも掲載しています。

目次

1	対象児童	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	令和7年度予定	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	障害程度区分認定フロー図	・ ・ ・ ・ ・ 2
4	提出書類	・ ・ ・ ・ ・ 4
5	食物アレルギー児	・ ・ ・ ・ ・ 8
6	訪問調査	・ ・ ・ ・ ・ 11
7	判定結果	・ ・ ・ ・ ・ 12
8	認定を受けた児童が転園した場合の取扱い	・ ・ ・ ・ ・ 12
9	その他	・ ・ ・ ・ ・ 13
10	障害児保育に係る障害程度区分認定Q & A	・ ・ ・ ・ ・ 14

別紙1 障害児保育に係る障害程度区分認定書類作成チェックリスト

資料1 障害児保育状況シート基本項目集

資料2 障害児保育にかかる障害程度区分認定 様式集

(様式は京都市情報館または情報共有システムよりダウンロードして、
御使用ください)

資料3 各様式 記入例

1 対象児童

以下の（１）～（３）全ての要件に該当する児童が、申請対象となります。

※年度ごとに認定をするため、**新年度は改めて申請していただく必要があります。**

※訪問調査対象児童について、前年度認定されていても、児童の成長等により、新年度で認定されない場合があります。

（１）令和７年度に在籍している児童であること。

※ただし第１回申請については、令和６年度において在籍している児童であり、かつ令和７年度においても在籍予定の児童であること。

（２）教育・保育給付認定区分が１号・２号・３号認定であること（私的契約児ではないこと。）

※１号認定児童について、「私立幼稚園等特別支援教育振興補助金」の対象施設は対象外です。

（３）次のいずれかに該当する児童であること。

ア 特別児童扶養手当の支給対象となっている児童

イ 療育手帳を所持している児童

ウ 身体障害者手帳を所持している児童

エ 精神障害者保健福祉手帳を所持している児童

オ 児童福祉センター等判定後、児童通所受給者証を所持している児童
（療育施設通所先未定の児童も含む）

カ 食物アレルギーによるアナフィラキシーの既往歴がある児童（p. 8～）

} 書類審査
(p. 4～)

キ 上記（カ以外）の障害状態に相当する児童（p. 11～）・・・・・・ 訪問調査

※書類審査の対象児童については、原則、訪問調査は行いませんが、前年度、訪問調査に基づき区分１～４の認定を受けていた児童のうち、今年度書類審査の対象となり、その結果、前年度より区分が下がる児童については訪問調査を実施することができます。この場合、幼保総合支援室から訪問調査の希望の有無について、確認の連絡をする場合があります。

2 令和７年度予定 申請期限は幼保総合支援室 **必着（１７時）** です。

（１）書類審査

	第１回	第２回	第３回	第４回	第５回
申請期限	令和7年3月7日	5月30日	8月29日	10月31日	令和8年1月30日
結果通知	4月下旬	7月上旬	10月中旬	12月上旬	2月下旬

（２）訪問調査

	前期訪問調査	後期訪問調査・
申請期限	令和7年3月7日	令和7年8月29日
詳細連絡	第１回結果通知同封	第３回結果通知同封
訪問調査期間	5月～7月	10月～12月
結果通知	第３回結果通知同封	第５回結果通知同封

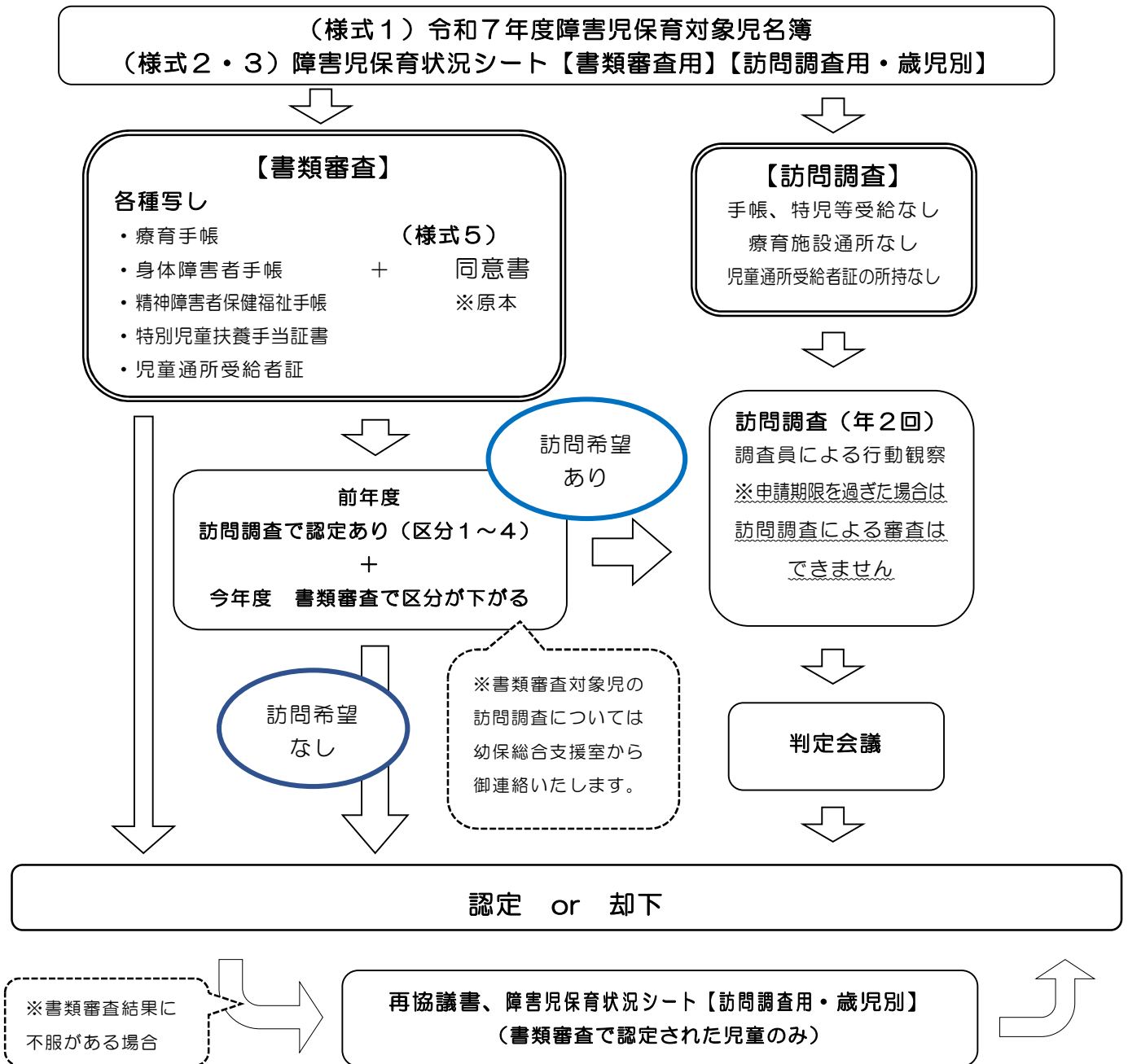
※保育施設が、書類審査・訪問調査を選ぶことはできません。（p. 2参照）

※前期訪問調査実施児童は、後期訪問調査を実施することはできません（途中入所児童を除く）。

※再協議書の申請締切は**令和7年8月29日（金）１７時必着**です。

3 障害程度区分認定フロー図（障害児）

各書類の記載方法や注意事項については、p. 4～「提出書類」、p. 8～「食物アレルギー児」を御確認ください。

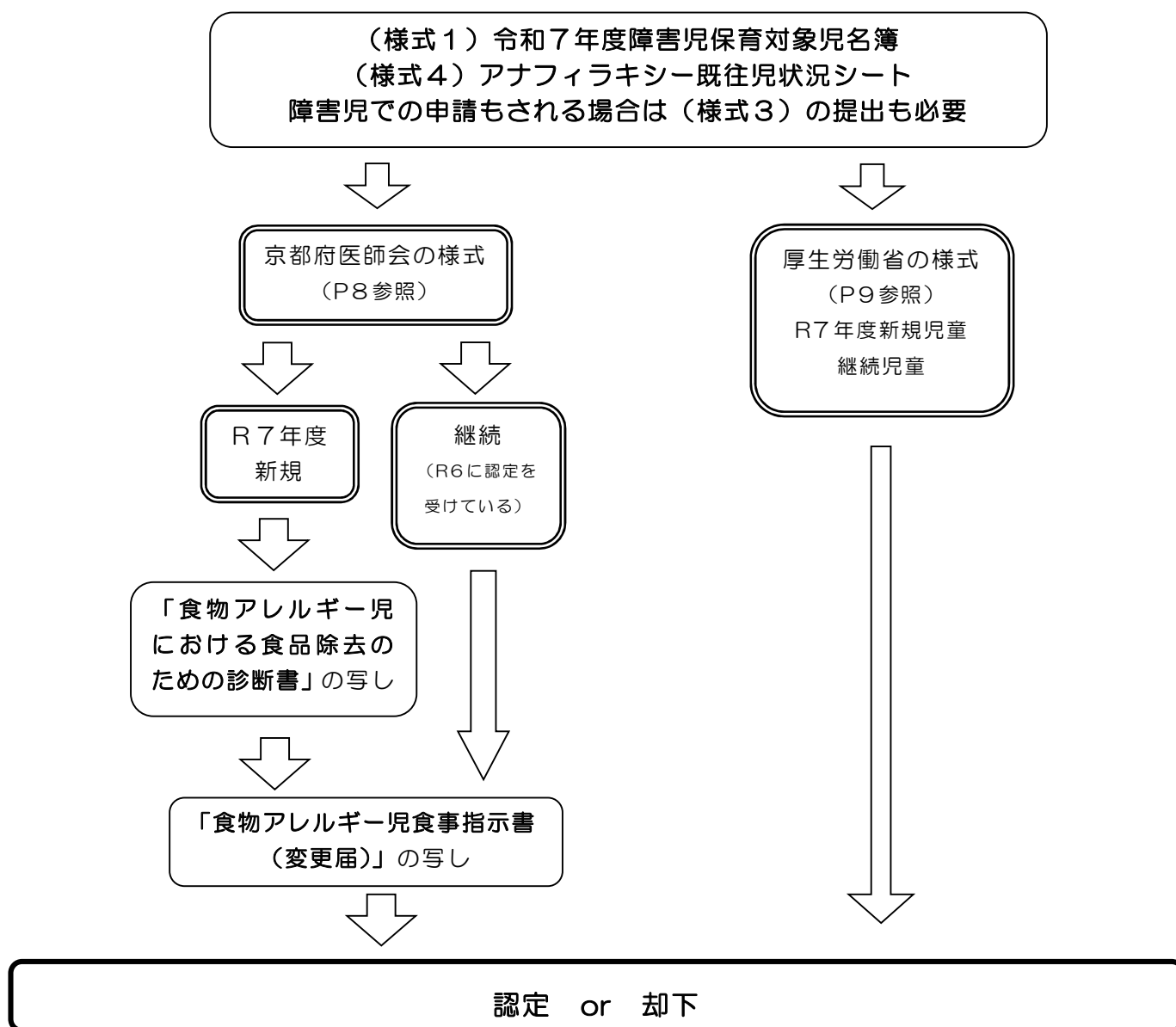


（様式6）状況変更届

申請後に新たな手帳の取得や等級の変更、特別児童扶養手当の支給があった場合、児童通所受給者証を所持（療育への通所を開始等）した場合、退所した場合等は、直ちに状況変更届を提出して下さい。

※今年度から、訪問調査の対象であった児童が療育施設への通所する等により書類審査の対象になった場合で、区分が下がる時には、訪問調査を実施することができます。その場合、訪問調査と書類審査の判定結果のうち、より高い区分を優先します。

障害程度区分認定フロー図（アナフィラキシー既往児）



※訪問調査を実施し、訪問調査結果での区分の方が高い場合は、訪問調査結果に基づき認定します。

訪問調査の結果、却下となった場合は、書類審査（アナフィラキシーの既往）で認定をします。

4 提出書類

※ p. 2～3 のフロー図を参照

※各書類の記載方法は資料3の記入例をご確認ください

(1) 障害児保育対象児童名簿（様式1）

ア 対象児童全員を（様式1）に記入してください。

その年度の新規申請児童が記載対象です。

手帳取得や退所等ですでに申請している児童の状況が変わった場合は、障害児保育対象児童名簿に記載をせずに「状況変更届（様式6）」を御提出ください。

令和7年度 障害児保育対象児童名簿

【申請児童名簿】

※申請児童は、前年度に引き続き申請する児童と新規申請する児童の区別を記載してください。

※申請児童は、前年度に引き続き申請する児童と新規申請する児童の区別を記載してください。

※申請児童は、前年度に引き続き申請する児童と新規申請する児童の区別を記載してください。

前年度の状況については、転園児のみ、自施設で把握されている状況を記載してください。

年度途中入所児童の認定区分の取扱いについては、P12「8 認定を受けた児童が転園した場合の取扱い」を御参照ください。

(2) 状況シート（様式2、様式3、様式4）

ア 障害児保育状況シート【書類審査用】（様式2）、障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】（様式3）、食物アレルギー児（様式4）はそれぞれの申請内容に応じた状況シートを御使用ください。

・訪問調査対象児の様式は「令和7年4月1日時点での歳児クラス」を御使用ください。

0歳児（様式3-1）、1・2歳児（様式3-2）、3・4・5歳児（様式3-3）

・様式4についてはp. 8「5 食物アレルギー児」を御確認ください。

イ 障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】は、「障害児保育状況シート基本項目集（資料1）」と「障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】記入例（資料3）」を御参照のうえ、記載してください。

ウ 用紙違い、記入漏れや具体的な記載がない等の場合は却下となることがあります。

※書類審査の対象児童については、原則、訪問調査は行いませんが、前年度、訪問調査に基づき区分1～4の認定を受けていた児童のうち、今年度書類審査の対象と

なり、その結果、前年度より区分が下がる児童については訪問調査を実施することができます。この場合、幼保総合支援室から訪問調査の希望の有無について、確認の連絡をする場合があります。

書類審査申請後、幼保総合支援室から訪問調査について連絡が入り、訪問調査を希望される場合、障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】（様式3）を御提出いただきます。

エ 障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】（様式3）は、訪問調査時に訪問調査員へ渡し、使用します。

【書類審査用】A4 片面

【訪問調査用・歳児別】A3 両面

「手帳等」「療育機関等」のいずれかの項目で「あり」にチェックが入る場合、書類審査用状況シートを使用してください。

【発達状況】すべての項目に「○・×・△」のいずれかを記載してください。

「手帳等」「療育機関等」のどちらも「なし」にチェックが入る場合は、訪問調査用状況シートを使用してください。

【基本項目】すべての項目において「0～5」のいずれか1つを選択してください。

【該当児のみ】

（3）診断書及び指示書の写し（食物アレルギー児のみ）

※詳細は、p. 8「食物アレルギー児」を御参照ください。

（4）療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

ア 等級、有効期限が確認できる部分の写しを御提出ください。有効期限・次回判定時期が過ぎている場合は認定できないことがあります。

イ 提出がない場合は、認定に反映されません。

(5) 特別児童扶養手当証書又は通知書の写し（所持されている場合）

令和6年7月より、証書の発行が廃止となりました。

証書を所持されていない場合は、同意書（様式5）の特別児童扶養手当の欄にチェックを入れていただき、必ず保護者に同意を得た上で申請をしてください。

(6) 児童通所受給者証の写し

提出がない場合は、認定に反映されません。

※療育施設通所先が未定であっても、京都市児童福祉センター等にて児童通所受給者証が発行された児童は書類審査の対象とします。

※すぎのこ教室、あおぞら教室に通所している児童は、児童通所受給者証を所持していない場合がありますので、通所が確認できるもの（療育施設が発行している計画書等）を添付してください。

(7) (4)～(6)を提出する場合は、同意書（様式5）

ア 保護者の自筆による署名後、原本を提出して下さい。

イ 同意書の提出がある場合に限り、子どもはぐくみ室へ照会をしたうえで認定します。

ウ 提出がない場合や写しの場合は、認定に反映されないことがあります。

(8) 状況変更届（様式6） ※申請後に状況が変更となった場合に使用

状況シート（様式2、様式3、様式4）提出後に申請名簿に記載されている児の記載内容に変更がある場合は、早急に御提出ください。

- ・手帳の取得や等級の変更、特別児童扶養手当の受給を開始した場合
- ・児童通所受給者証を所持（療育施設への通所等を開始）した場合
- ・療育施設通所先が未定であった児童の通所先が決定した場合
- ・教育・保育給付認定区分の変更があった場合（例：2号認定の児童が5月から1号認定へ変更した）
- ・食物アレルギーによるアナフィラキシー児の状況が変更となった場合
- ・退所した場合

※訪問調査対象児童が訪問調査実施前に退所した場合は、以下のどちらかを選択してください。

①対象児の在籍期間において、聞き取り調査により区分認定することを希望する。
→p. 1の訪問調査期間に聞き取り調査を実施します。調査後、判定会議にて区分認定を行います。

②対象児の在籍期間全てについて、取り下げる（聞き取り調査を希望しない）。
→聞き取り調査は実施いたしません。結果通知書（p. 12参照）に「取下げ」と記載して、結果を送付いたします。

※提出期限は、p. 1「2 令和7年度予定（1）書類審査」の申請期限と同じです。

※状況変更届を提出される際は、p. 4「障害児保育対象児童名簿（様式1）」は不要です。

(9) 再協議書（様式7）

書類審査での認定について、再協議書を提出することにより、再審査を求めることができます。ただし、訪問調査を行ったうえで決定した場合を除きます。

ア 提出書類

① 再協議書（様式7）

② 障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】（様式3）

※様式は「令和7年4月1日時点での歳児クラス」を御使用ください。

イ 申請締切

令和7年8月29日（金）17時必着

※締切以降に再協議書を提出された場合、再審査の対応はできかねます。ご了承ください。

(1) 対象児童の要件

アナフィラキシー：蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、喘鳴、
息苦しさなどの呼吸器症状が、複数同時かつ即時に出現した状態

① 京都府医師会の様式を使用する方法

※p. 4 「障害児保育実施計画書（様式1）」参照

- ・アナフィラキシー発症時の状況を正確に記載してください。
- ・除去食等の対応をしている場合は、実施頻度を必ず記載してください。

エ 食物アレルギー児における食品除去のための診断書（令和7年度新規申請児）

工 診斷書

食物アレルギー食事指示書 (変更届)

受診日	摂取可建食品 変化の有無	変化の内容 (摂取可能な食品が 増えた場合には最も記入)	次回受診予定日 主治医のサイン
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印
月 日	・ 変化なし ・ 変化あり		月 日 印

受診する日には毎回持参して主治医に記入していただくこと。
 摂取可能な食品が増えた場合には診断書の指示表に必ず追加してください。

[illegible]

Aでアナフィラキシーの対象となる食物に対して（①既往歴）が記載されている

A

B

例) $(a \cdot c) (b \cdot d)$ 等 ただし $(a \cdot b)$ の重複は対象外

② 厚生労働省の様式を使用する方法

ア 障害児保育実施計画書（様式1）

※p. 4「障害児保育実施計画書（様式1）」参照

イ 食物アレルギーによるアナフィラキシー既往児状況シート（様式4）

- ・アナフィラキシー発症時の状況を正確に記載してください。
- ・除去食等の対応をしている場合は、実施頻度を必ず記載してください。

ウ 「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）」（以下「生活管理指導表」とする）

ウ 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）

The image shows a sample of the 'Allergy Management Guidance Table' form. Callouts point to specific fields:

- アナフィラキシー“あり”に印がされている**: Points to the 'Anaphylaxis' checkbox, which is marked with a red circle.
- 記載日が令和6年度以降の日付である**: Points to the 'Date' field, which is marked with a red circle.
- 食品除去の根拠が記載されている**: Points to the 'Reason for food removal' field, which is marked with a red circle.
- 原因食品に印がされている**: Points to the 'Cause food' field, which is marked with a red circle.

（3）判定基準

ア 診断書に食物アレルギーによりアナフィラキシー又はアナフィラキシーショックを起こしたことが記載されており、引き続き食品除去などの慎重な対応を要すること

イ そば・ピーナッツにおけるアナフィラキシーは対象外

H31 厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」にて「(和) そば、ピーナッツ、ナッツ類は症状が重篤になる傾向があり、これらの食物は主要原因食物と違い、献立として他のものに代替可能な場合が多く、敢えて給食で利用しないことも症状誘発の予防対策の一つ」と示されているため、本事業では対象外とします。

ウ 日常的に保育施設で使用される食材によるアナフィラキシーであること

日常的（月に1回以上）に使用する食材を想定しており、保育施設給食では通常使用しない（代替が容易である。使用しない月もある。等）食材は認定対象外とします。

例：イクラ、ナッツ類（クルミやカシューナッツ）、マンゴー、貝類・軟体類等

(4) 診断書、指示書について

ア 診断書又は指示書により、令和6年度以降の受診が確認できることが必要です。

イ 診断書にかかる文書料は、障害児保育に係る障害程度区分認定の申請のために新たに取得する場合に限り、保育施設による負担とします。(保護者の同意を得た場合を除く。)

(5) 支給期間について

令和7年度新規認定児は診断書発行月～令和8年3月を支給期間とします。

(診断書発行月より後に施設入所した場合は、入所月からの支給です。)

例：令和7年4月入所児

令和7年8月にアナフィラキシーを発症し、9月に診断書が作成された場合

→令和7年9月～令和8年3月が支給対象期間です。

(6) 除去食が解除になった場合(状況変更届(様式6)と併せて、アまたはイのいずれかの所定の様式を提出してください。)

ア 京都府医師会の様式を使用している場合：食物アレルギー食事指示書

イ 厚生労働省の様式を使用している場合：除去解除申請書(定型①もしくは②)

除去解除申請書(定型①)

年 月 日

(施設名) _____

(クラス等) _____

(児童氏名) _____

本児は生活管理指導表で「未摂取」のため除去していた(食品名: _____)に関して、医師の指導の下、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、保育所における完全解除をお願いします。

(保護者氏名) _____

除去解除申請書(定型②)

年 月 日

(施設名) _____

(クラス等) _____

(児童氏名) _____

本児は生活管理指導表で「未摂取」以外を理由に除去していた(食品名: _____)に関して、医師の指導の下、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、保育所における完全解除をお願いします。

(保護者氏名) _____

6 訪問調査

(1) 対象児童

- ・書類審査で判定ができない場合、自動的に訪問調査の対象になります。
(ただし、第3回申請期限までに提出された申請に限ります。)
- ・対象児童については、「結果通知書」でお知らせします。※p.12「7 判定結果」を参照
- ・書類審査の対象児童については、原則、訪問調査は行いませんが、前年度、訪問調査に基づき区分1～4の認定を受けていた児童のうち、今年度書類審査の対象となり、その結果、前年度より区分が下がる児童については訪問調査を実施することができます。この場合、幼保総合支援室から訪問調査の希望の有無について、確認の連絡をする場合があります。訪問調査を希望される場合は、障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】（様式3）を御提出いただきます。
- ・申請後に状況が変更した場合（手帳の取得や特別児童扶養手当の受給、療育施設通所が開始となった等）は、速やかに状況変更届（様式6）を御提出下さい。

(2) 日程（予定） p.1「2 令和7年度の予定（2）訪問調査」参照

- ・訪問の日程調整は、調査員から直接電話連絡をします。

(3) 事前準備

- ・「結果通知書」の児童 No を「障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】」の両面（①、②面）に記入してください。障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】は、調査日に調査員が内容を確認します。
※幼保総合支援室へ提出された書類を郵送等で保育施設に返却することはありません。
訪問調査当日までに必ず準備をお願いします。

(4) 調査当日

- ・調査員に下記を渡してください。

「**障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】①**」、

「**障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】②**」の写し

- ※調査後、障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】①は保育施設で保管、障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】②の写しは調査員が持ち帰ります。
- ・調査員は対象児の行動観察や、保育施設記載の障害児保育状況シート【訪問調査用・歳児別】の確認、保育職員からの聴取等により、「調査票」を作成します。
- ・日頃の様子や調査項目を観察できる保育内容にさせていただきますよう、御配慮ください。
- ・対象児童が不在、またはすでに退所している場合は、聞き取り調査を行うこともありますので、対象児童の作品や絵画、動画や写真等、保育状況や姿が分かるものを御準備ください。
- ・巡回相談と訪問調査は別事業であり、訪問調査時に相談に応じることはできません。

7 判定結果

- (1) 判定結果については、「結果通知書」を送付します。(通知時期は p. 1 参照)
- (2) 結果通知に「第○回認定」とある児童が認定対象者です。「－」と記載がある児童は却下となります。
- (3) 認定後の補助金等の交付申請等は、別途御案内いたします。
- (4) 判定された児童(却下となった児童も含む)の状況が変更となった場合は、速やかに状況変更届(様式6)を御提出ください。(p. 6 参照)

結果通知書の見方

認定回: 第○回認定と記入されている児が認定された児。
空白は審査中もしくは却下。

認定月数: 教育・保育給付認定区分に応じて認定月数の記載欄が異なります。

施設名	児童 No.	氏名	性別	生年月日	歳 児	訪問No.	認定回	判定種別	認定 区分	認定月数 2・3号	認定月数 1号	備考
〇〇保育園	1	〇〇〇	女		0			前期訪問	－			
〇〇保育園	2	△△△	男		1		第1回認定	書類審査	5	12		
〇〇保育園	3	×××	男		2		第3回認定	書類審査	4	2	10	第●回状況変更届
〇〇保育園	4	□□□	男		3		第3回認定	前期訪問	5	12		
〇〇保育園	5	☆☆☆	女		3	07 0000 05		後期訪問	審査中			

歳児: R7年4月1日時点での年齢

認定区分: 認定された児は「1～5」で表示。「－」は却下。
「審査中」は訪問調査や書類照会中など。

8 認定を受けた児童が転園した場合の取扱い

- (1) 書類審査にて区分認定を受けている児童が年度途中に入所した場合
- ・新規申請児童として、p. 4～を参考に様式1・様式2(または様式4)、必要添付書類を提出してください。
 - ・支給期間については、入所月からの認定となります。

例: 令和7年8月入所児

→令和7年8月～令和8年3月が支給対象期間です。

※第5回申請締切以降(令和8年2月以降)に該当する児童が入所することを把握した場合は、至急幼保総合支援室に御相談ください。

(2) 訪問調査にて区分認定を受けている児童が年度途中に入所した場合

- ・新規申請児童として、p. 4～を参考に様式1・様式3を提出してください。
- ・前保育施設での認定区分を引き継ぐこととし、改めての訪問調査は実施いたしません。
- ・支給期間については、入所月からの認定となります。

※前保育施設での状況を把握されている場合は、障害児保育対象児童名簿（様式1）に記載をしてください。前保育施設での認定区分について幼保総合支援室にお問い合わせいただいてもお答えすることはできません。

※第5回申請締切以降（令和8年2月以降）に該当する児童が入所することを把握した場合は、至急幼保総合支援室に御相談ください。

※申請された児童が前保育施設で区分認定を受けていない場合は訪問調査を実施しますが、第3回締切以降の入所児につきましては、実施することができませんので予めご了承ください。

9 その他

- (1) 新規入園予定児童は、入園後に申請してください。（在籍している児童が対象です。）
- (2) 令和7年3月31日退所予定の児童は申請しないでください。
- (3) 修正液・修正テープ、鉛筆、消えるボールペンなどは使用しないでください。
- (4) 書類提出の際はチェックリストを御活用いただき、不備がないか確認のうえ、御提出ください。
- (5) 個人情報の取り扱いには、十分に御留意ください。
- (6) 本事業については、京都市議会において令和7年度予算案が可決されることを前提としております。

10 障害児保育に係る障害程度区分認定Q & A

Q 教育・保育給付認定区分とは

A 子どもが保育施設・事業所を利用する際には、教育・保育の必要性を認定する「教育・保育給付認定申請」を行っています。教育・保育給付認定区分には3区分あり、区分に応じて利用できる施設・事業所が異なります。

＜教育・保育給付認定区分とその対象者＞

教育・保育給付認定区分	対象	利用施設等
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園(所)等での保育を希望	保育園(所) 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園(所)等での保育を希望	保育園(所)、認定こども園、地域型保育事業

障害児保育に係る障害程度区分認定の対象児は教育・保育給付認定区分が1号認定・2号認定・3号認定の児童になります。ただし、1号認定について、「私立幼稚園等特別支援教育振興補助金」の対象施設は対象外です。

Q 支給認定区分はどのように決まっているのか

A 書類審査は下記のように基準を設けています。

支給認定区分	書類申請認定基準
1	○ 療育手帳Aかつ身体障害者手帳1級
2	○ 療育手帳(Aの一部)、身体障害者手帳1級 ○ 区分3で重複障害がある児童
3	○ 療育手帳(A)、身体障害者手帳(2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、特別児童扶養手当(1級) ○ 区分4で重複障害がある児童
4	○ 療育手帳(Bの一部)、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳(2級)、特別児童扶養手当(2級) ○ 区分5で重複障害がある児童(食物アレルギーによる認定は除く)
5	○ 食物アレルギーの「アナフィラキシー」又は「アナフィラキシーショック」の既往歴があると診断された児童 ○ 療育手帳(B)、身体障害者手帳(4級～7級)、精神障害者保健福祉手帳(3級) ○ 京都市児童福祉センター等の判定に基づいて、児童通所受給者証を所持している児童(療育施設通所先未定の児童も含む)

書類審査対象外の児童は訪問調査を実施します。訪問調査における認定は障害児保育状況シートおよび訪問時の状況により総合的に判断いたします。ただし、訪問調査および審査の都合上、第4回・第5回申請分では訪問調査が実施できません。

Q 障害程度区分が認定された後に、教育・保育給付認定区分の変更（例：2号から1号に変更）となった場合、障害程度区分はどうなるのか？

A 教育・保育給付認定区分の変更前の障害程度区分がそのまま引き継がれます。
なお、教育・保育給付認定区分の変更に伴い、「状況変更届（様式6）」の提出が必要となりますので、御留意ください。

Q 書類審査か訪問調査、どちらか選べないのか

A 選べません。基本的に書類審査の対象とならない（手帳等所持なし、療育施設通所なし、児童通所受給者証の所持なし）児童のみ訪問調査を実施します。ただし、書類審査の対象児童については、原則、訪問調査は行いませんが、前年度、訪問調査に基づき区分1～4の認定を受けていた児童のうち、今年度書類審査の対象となり、その結果、前年度より区分が下がる児童については訪問調査を実施することができます。この場合、幼保総合支援室から訪問調査の希望の有無について、確認の連絡をする場合があります。手帳等の所持を把握していながら、「手帳等なし」と申請することは虚偽の申請とみなします。虚偽申請が発覚した場合、認定を取り消す場合もございますので、御注意ください。

Q 前期訪問調査を受けた児童は後期訪問調査を受けることはできないのか

A 一人の児童に対して実施できる訪問調査は、前期または後期のどちらか一回のみです。

Q 訪問調査の際、欠席した児童はどうしたらよいのか

A 調査員と相談のうえ、別日に振り替えて調査をするか、聞き取り調査のどちらかを実施してください。聞き取り調査を行う場合、対象児童の作品や絵画、動画や写真等保育状況や姿が分かるものを御準備ください。訪問調査実施日までに退所した児童の場合は、調査員が聞き取り調査を実施いたします。

通常の訪問調査の流れについては手引き p. 11 を御参照ください。

Q 訪問調査対象児童が年度途中で療育施設通所開始または児童通所受給者証を所持した場合、いつ状況変更届を出せばいいのか

A 訪問調査対象児童が療育施設通所を開始された時点で、幼保総合支援室へ御連絡ください。その後、必要書類（児童通所受給者証、同意書）が全て揃い次第、状況変更届とともに幼保総合支援室へ提出して下さい。（手引き p. 6 を参照）

児童の状況や本制度の申請締め切り時期によって、提出時期に迷う場合は幼保総合支援室に御相談ください。

なお、書類に基づき認定する区分が、訪問調査に基づき認定した区分を下回る場合、当該年度においては訪問調査に基づき認定した区分を適用します。

Q 病院のリハビリや地域の教室は書類審査の対象とならないのか

A 病院や教室は様々なものがあり、通院や通所するための基準や目的も様々です。そのため、通院施設名から障害の程度を判断することができません。また、児童福祉センター等の受診や巡回相談はあくまで相談であり、障害の有無や程度を示すものではありません。

このような理由から児童福祉センター等判定後、京都市が発行している児童通所受給者

証や手帳等を所持している児童を書類審査の対象としています。

- Q 第5回締切後かつ年度内に障害者手帳や児童通所受給者証の取得見込みがある場合などはどうしたらよいか
第5回締切後に入所予定の児童が障害者手帳や児童通所受給者証を所持している場合の申請はどうしたらよいか

- A まずは幼保総合支援室へお電話にて至急御相談ください。第5回締切以降の御連絡や御相談がない場合については、認定対象とならない場合がございます。
なお、転園による入所児童で、前保育施設において区分認定を受けている場合、申請していただくことで、その認定を引き継ぎます。

- Q アナフィラキシーとは

- A アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。アナフィラキシーは即時型食物アレルギーの重症なタイプです。その中でも、血圧が低下し意識レベルの低下や脱力を来するような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼びます。（参考：厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」より）

診断書にてアレルギー反応が皮膚症状のみ、消化器症状のみ、という場合はアナフィラキシーと判断されません。

京都府医師会の診断書では、食品除去の根拠において「①既往歴」が選択され、かつ即時型反応部位において複数のアルファベットが選択（「a と b」の組み合わせは除く）されている場合、または e が選択されている場合、本制度の対象と判断しています。

厚生労働省の診断書では、アナフィラキシーありを選択されている場合、本制度の対象と判断しています。

- Q 本制度の書類を入所時や保護者面接の際に使用してもよいか（目的外使用）

- A 転用は禁止します。あくまで本制度のために京都市が作成したものであり、他の目的で施設が使用することは望ましくありません。書類の一部を参考にしたい等の希望がありましたら、幼保総合支援室へ必ず御相談ください。

- Q 書類不備はどのようなものが多いか

- A ・修正テープや消えるボールペン、鉛筆を使用。
第三者による書類書替えを防ぐために、修正テープや消えるボールペン、鉛筆を使用した場合は、写しを御提出ください。
・同意書
同意書の写しを幼保総合支援室に送付される事があります。原本を送付してください。
・アナフィラキシー既往児状況シート
アナフィラキシーの症状や除去食対応状況が記載されていません。自宅でアナフィラキシーを起こしている場合は、保護者から状況を聞き取ってください。診断書・食物アレルギーによるアナフィラキシー既往児状況シートの両方でアナフィラキシーの確認ができることが条件です。